

青森県報

号外第二十二号

令和三年
三月三十一日
(水曜日)

目次

規 則

○青森県行政組織規則の一部を改正する規則……………(人事課) ……一

訓 令

○世界文化遺産登録推進室設置規程の一部を改正する訓令…(人事課) ……三

告 示

○県内全域を東青地域県民局の所管区域とする保健、医療、
公衆衛生、社会福祉及び児童福祉に関する事務の一部改正
(健康福祉課) ……三

規 則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第七号

青森県行政組織規則の一部を改正する規則

青森県行政組織規則(昭和三十六年二月青森県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

「第四目 婦人相談所(第六十一条・第六十二条)」「第五目 児童自立支援施設(第六十三条・第六十四条)」「第六目 障害者相談センター(第六十五条・第六十六条)」「第七目 療育福祉・医療療育センター(第六十七条―第七十条)」「第八目 精神保健福祉センター(第七十一条・第七十二条)」を

第四目 児童自立支援施設(第六十一条・第六十二条)

第五目 障害者相談センター(第六十三条・第六十四条)

第六目 療育福祉・医療療育センター(第六十五条―第六十八条)

第七目 精神保健福祉センター(第六十九条・第七十条)

「第八目」に、「第七十三条・第七十四条」を「第七十一条・第七十二条」に、「第十目」を「第九目」に、「第七十五条・第七十六条」を「第七十三条・第七十四条」

に、「第十一目 児童相談所(第七十七条・第七十八条)」を「第十目 児童相談所

(第七十五条・第七十六条)に改める。

所(第七十七条・第七十八条)」に改める。

第十三条の「生活習慣病対策課の項に次の三号を加える。

五 難病対策に関すること。

六 原子爆弾被爆者に対する援護に関すること。

七 指定難病審査会に関すること。

第十三条の保健衛生課の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を削り、

第五号を第三号とし、第六号から第二十四号までを二号ずつ繰り上げ、同項の第二十

五号中「指定難病審査会」を削り、同号を同項の第二十三号とする。

第二十八条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同号の次に次の一号を加

える。

三 婦人相談所

第三十一条第二項中「東青地域県民局」の下に「の地域健康福祉部に福祉総室及び

子ども女性相談総室を」を加える。

第三十二条第八号中「こと」の下に「(子ども女性相談総室の分掌に係る事

務を除く。)」を加え、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項第二号中「前

項第二号」を「第九項第二号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項第二号

を「第九項第二号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項第二号

を「第九項第二号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項第二号

を「第九項第二号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項第二号

を「第九項第二号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項第二号

を「第九項第二号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項第二号

を次のように改める。

二 前項第二号及び第三号に掲げる事務

第三十二条第九項第三号を削り、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9 こども女性相談総室の分掌事務は、次のとおりとする。

一 総室内の庶務に関すること。

二 児童福祉に関する連絡調整に関すること。

三 児童福祉法の規定による障害児入所給付費の支給に関すること。

四 要保護女子の保護及び更生に関する連絡調整に関すること。

五 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する連絡調整に関すること。

第三章第二節第三款第四目を削り、同条第五目中第六十三条を第六十一条とし、第六十四条を第六十二条とし、同目を同条第四目とし、同条第六目中第六十五条を第六十三条とし、第六十六条を第六十四条とし、同目を同条第五目とする。

第六十七条第一号中「第七十条第一項第二号」を「第六十八条第一項第二号」に改め、同条第三号中「第七十条第一項第三号」を「第六十八条第一項第三号」に改め、第三章第二節第三款第七目中同条を第六十五条とし、第六十八条から第七十条までを二条ずつ繰り上げ、同目を同条第六目とし、同条第八目中第七十一条を第六十九条とし、第七十二条を第七十条とし、同目を同条第七目とし、同条第九目中第七十三条を第七十一条とし、第七十四条を七十二条とし、同目を同条第八目とし、同条第十目中第七十五条を第七十三条とし、第七十六条を第七十四条とし、同目を同条第九目とし、同条第十一目中第七十七条を第七十五条とし、第七十八条を第七十六条とし、同目を同条第十目とし、同条に次の一目を加える。

第十一目 婦人相談所

(所掌事務)

第七十七条 婦人相談所は、売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第三十四条

第三項の規定により、要保護女子の保護及び更生に関する事務を所掌する。

2 前項に規定する事務のほか、婦人相談所は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する事務を所掌する。

(名称及び位置)

第七十八条 婦人相談所は、東青地域県民局に併置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
青森県女性相談所	青森市

第二百二十六条第二項及び第三項中「第六十九条第二項」を「第六十七条第二項」に改める。

別表第一健康福祉部高齢福祉保険課の項を次のように改める。

健康福祉部保健衛生課	新型コロナウイルス感染症対策監	新型コロナウイルス感染症対策及び調整並びに特に命ぜられた事務に従事する。
------------	-----------------	--------------------------------------

別表第三地域県民局の地域健康福祉部の項中

福祉総室	総室長、次長
------	--------

を

福祉総室	総室長、次長
こども女性相談総室	総室長、次長

に改め、同表青森県女性相談所の項を削り、

同表児童相談所の項の次に次のように加える。

青森県女性相談所	所長、次長
----------	-------

別表第六青森県地方独立行政法人評価委員会の項の次に次のように加える。

青森県指	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第七条第二項の規定による審査を行うこと。	難病の患者に対する医療等に関する法律の規定	難病の患者に対する医療等に関する法律の規定	二十人以上の患者に対する医療等に関する法律の規定	難病の患者に対する医療等に関する法律の規定	難病の患者に対する医療等に関する法律の規定	がん・生活習慣病対策課
------	--	-----------------------	-----------------------	--------------------------	-----------------------	-----------------------	-------------

	による	による	による	による
--	-----	-----	-----	-----

別表第六青森県指定難病審査会の項を削る。

附 則

- この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- 改正前の青森県行政組織規則第六十二条に規定する青森県女性相談所の令和二年度の予算に係る整理事務及び決算事務は、東青地域県民局において所掌するものとする。

訓 令

青森県訓令甲第一号

序 中 一 般
各 出 先 機 関

世界文化遺産登録推進室設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

世界文化遺産登録推進室設置規程の一部を改正する訓令

世界文化遺産登録推進室設置規程（平成二十七年十一月青森県訓令甲第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「いう」の下に「。次条第三項において同じ」を加える。

第三条第一項中「室長代理」を「世界文化遺産登録専門監」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 世界文化遺産登録専門監は、上司の命を受け、北海道・北東北の縄文遺跡群の世界文化遺産登録に関する企画及び調整並びに特に命ぜられた事務に従事する。

第四条第一項中「応じ」の下に「室長代理、」を加え、同条中第十項を第十一項とし、第二項から第九項までを一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2 室長代理は、上司の命を受け、室長を補佐し、推進室の事務を整理するとともに推進室の所掌事務のうち室長が特に命じた重要な事項を掌理する。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

告 示

青森県告示第二百五十三号

平成二十五年四月一日青森県告示第三百六号（県内全域を東青地域県民局の所管区域とする保健、医療、公衆衛生、社会福祉及び児童福祉に関する事務）の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から施行する。

令和三年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円